

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四百六十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新宿字行人塚七九番一地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字新宿字枇杷ヶ橋 一〇四番二地先から同郡同町大字</p>	<p>区 間</p>
<p>二六・二四 ） 一二・三五</p>	<p>一〇・四〇 ） 一〇・一六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一一四・九五</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>道路改良工事による。</p>	<p>備 考</p>